

「亜鉛に係る暫定排水基準(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>生活環境項目に係る排水基準は、全特定事業場に対して一律のものとして定められており、今後、公共用水域における環境基準の維持・達成を図っていくためにも、対象となる全業種に対して、一律排水基準を導入すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、排水基準は全ての特定事業場に対して一律の基準による規制を基本としております。ただし、技術開発の動向等を踏まえた検討の結果、現時点で一律排水基準の達成が技術的に困難な業種があったことから、当該業種については経過措置として暫定排水基準を設定しています。</p>
<p>既存の排水処理技術では、処理の低コスト化や処理過程で排出される廃棄物減量などの課題が残っており、一律排水基準の導入にあたっては、国として、安価で実用的な排水処理技術の研究開発に対する支援、適正な処理方法の指針提示、その他処理技術に関する情報提供など、引き続き、普及・実用化に向けた対応が必要。</p>	<p>環境省としては、専門家から技術的な助言を頂くことにより効果的な処理技術の開発を促進するため、関係省庁と連携して、暫定排水基準設定後のフォローアップを行ってまいります。今後も、公共用水域における環境基準の維持・達成に向けて、一律排水基準への移行を検討していきます。</p>
<p>亜鉛は人体に必要な元素であり、また、近年亜鉛欠乏症が増えている。そのため、河川、海等の亜鉛濃度を、キープする必要がある。</p>	<p>御指摘の通り、亜鉛は生体内微量必須元素である一方で、信頼性のある複数の毒性試験結果により、数十～数百$\mu\text{g}/\text{L}$の亜鉛濃度に対して、魚類や藻類、甲殻類等の水生生物に死亡や成長阻害といった影響が出ることが報告されています(「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(答申)」)。</p> <p>こうした水生生物に係る毒性試験結果を踏まえ、水生生物の保全の観点から亜鉛の環境基準が設定されており、この基準を維持・達成を図るために亜鉛に係る排水基準を設定しております。</p>